

提言書



平成23年 1 月

戸田市議会 総務常任委員会

1 提言理由

近年、公共事業の入札では一般競争入札制度の導入や拡大が推進され、その結果として予定価格を大幅に下回る低価格入札が増えている。こうした中で、落札が一部業者に特定され、市内業者が受注機会を得られにくい点や、品質の低下が懸念される点、下請け業者や孫請け業者にしわ寄せが行き、労働条件の確保が難しくなる点などの問題点が指摘されている。

全国の自治体においては、千葉県野田市公契約条例や東京都江戸川区公共調達基本条例のように、入札に係る落札者の決定基準を金額だけとせず、地域経済の活性化をねらい、総合評価項目の配点を変更するなど、独自の条例等を制定する自治体もある。これらの条例等については、種々議論はあるものの、参考となる部分も多いと考える。また、入札手続きに関しては、全国で不祥事が発生しており、さらなるコンプライアンスの徹底や充実も求められている。

本市においても、総合評価方式活用ガイドラインや、職員公益通報に関する要綱などを施行しているが、必ずしも十分であるとは言えないと考える。地域経済の活性化や地域貢献企業の優遇など、評価項目を見直し拡充する点、及び入札の大原則である公平性、公正性、透明性、競争性を確保するために、通報制度の一層の活用を図るべく、外部に第三者機関を設置し、コンプライアンスを徹底する点、これら2つの観点を中心に、当委員会では調査・研究を重ねた次第である。

今後は、市内にある多くの公共施設の老朽化に伴う更新事業が控えており、これらの事業には多額の費用がかかることが想定される。自治体には、効率的かつ公正な行政経営と同時に地域政策の実現者という点も求められている。よって、公契約のあるべき姿を、より一層追及するために提言するものである。



市内の建設現場の様子

2 提言内容

- ① 入札において、総合評価方式の評価項目拡充を図ること。また、政策入札が求められる公共事業に対し、戸田市独自の評価項目及び配点を設定すること。

理由

市が政策を達成するため、種々の事業を展開している中で、公共調達には政策実現の上で有効な手段である。総合評価方式においては、価格以外の評価項目のウェイトを高めることで、政策の実現とともに地域社会的要請に応え、協働社会を提唱するべく、地域貢献企業の優遇により地域政策の推進や地域企業の育成を図るべきである。

留意点

評価項目においては、その実施する事業によって、何を位置づけ、どのような評価項目を設けるのか検討する必要がある。

② 現在の公益通報委員について、第三者機関を創設し、その受付と処理に当たること。さらに、外部からの通報も併せて受け付けられる体制が望ましい。

理由

内部通報においては、現在公益通報委員として「副市長、総務部長、総務部次長及び人事課長をもって充て」と定め、職員からの公益通報を処理することとなっているが、より通報しやすい制度とするべく、第三者機関を創設するべきである。

また、外部からの通報も併せて受け付けることで、不正の抑止効果が期待できる。

留意点

第三者（弁護士等）を委託するにあたり、埼玉弁護士会や他の地域の弁護士会に依頼するなど、より良い人選方法を検討する必要がある。

③ 地域性の高い公共施設については、新築・改築等の場合、地域住民との十分な協議を経て実施すること。

理由

市が地域政策の実現者となるためには、事業を実施する地域に求められる社会的要請などを把握する必要がある。



十分な協議の場を

